

建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

令和4年6月定例会議案第4号
6月13日建設水道常任委員会資料

【公布後1年6ヶ月以内施行】

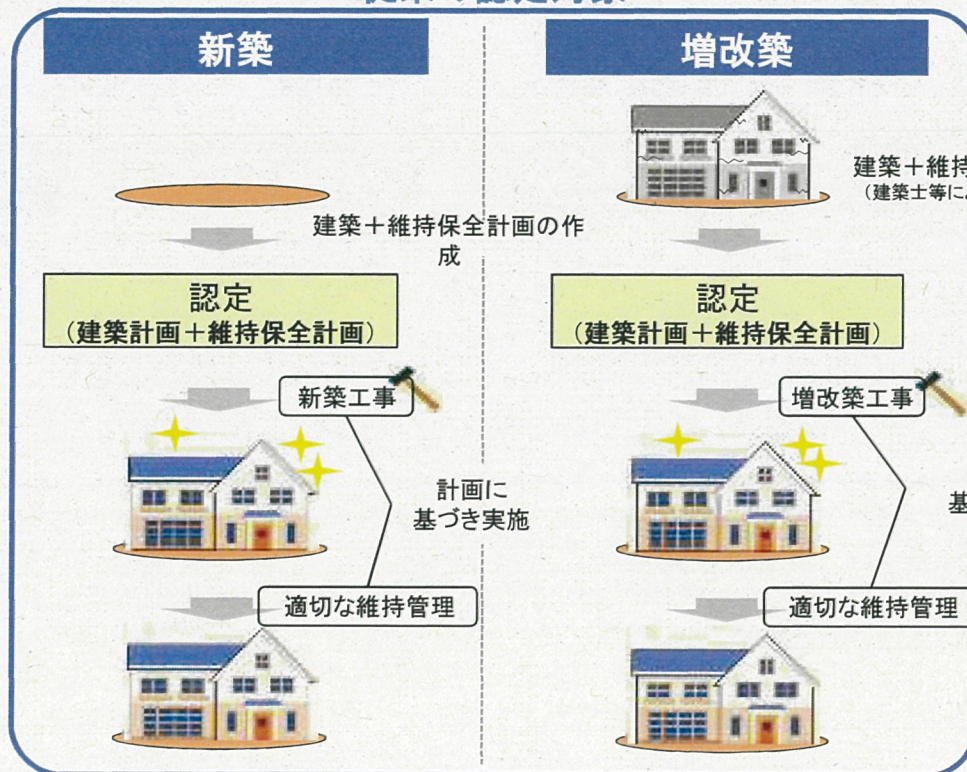
(改正前)

○現行の認定制度は建築行為を前提とし、建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り認定を取得することができない。

(改正後)

○優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定(維持保全計画のみで認定)できる仕組みを創設。

従来の認定対象



今回追加

